

令和6年6月小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年6月10日(金) 午後2時 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の
承認について(所有権移転)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の
承認について(利用権貸借)

議案第5号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について(除外)

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第4号 農地所有適格法人要件の確認について

4. 会議に出席した委員(22名)

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸
3番 大中 久敏	4番 天本 守
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二
7番 白水 壽徳	8番 田籠 新
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子
15番 野口 忠弘	16番 久光 壽子
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光
19番 藤井 豊志 (欠席)	20番 藤井 政秋
21番 柳 昭好	22番 柳 蔵司 (欠席)
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二

5. 会議に欠席した委員(2名)

6. 会議に出席した事務局職員(3名)

会長：

大変お忙しい中、委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

これから大雨、台風、猛暑となりますが、委員の皆さんにおかれましては、お身体に十分注意していただきながら、委員としての活動をお願いしたいと思います。

それでは本日の総会は、議案5件、報告事項4件でございます。委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

(開会)

議長：

ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。なお、19番委員、22番委員より欠席届が出ています。

よって、令和6年6月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なるご審議方よろしく願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、7番白水壽徳委員、8番田籠新委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

[日程第2 議案の審査]

議長：

これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、5件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、福童地内の田2筆です。3条による有償移転で売買と

なります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、吹上地内の畑1筆です。3条による交換移転となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

昨年9月の総会で3条による贈与ということでご審議していただいたものです。今回、登記への記載を交換とすることで、再審議をお願いするものです。

(位置図で場所の説明)

番号3は、小郡地内の田1筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は新規就農のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、議案書2ページをお願いします。

番号4は、平方地内の田2筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は経営規模の拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に番号5は、大板井地内の田3筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は農業廃止、譲受人は耕作が便利ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため

問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第3分科会代表：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転の5件につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、3件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、三沢地内の畑1筆です。一般個人住宅を建設するため、申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

番号2は、松崎地内の畑2筆です。一般個人住宅を建設するため、申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

番号3は、三沢地内の畑1筆です。建築条件付き住宅を建設するため、申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

以上、先月開催しました地区会議においても、了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

次に、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、3件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書4ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転についてご説明します。

番号1は、下西鯨坂地内の田3筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

番号2は、下岩田地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

番号3は、平方地内の田1筆、八坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしていただきましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、第2分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意

見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第3号は原案通り承認することに決定します。

次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定229件の審査に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされております。

よって、5番委員、6番委員、9番委員、14番委員、16番委員、19番委員、24番委員につきましては退席をお願いするとともに、私の案件もありますので、議長を会長代理と交代し、退席いたします。

よろしく申し上げます。

(退室案内)

(議長交代)

会長代理（議長）：

それでは、会長に代わりまして議案の審査を行います。

事務局から、提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計

画の承認、利用権設定について、提案理由の説明をいたします。
本日お配りしております別冊をご覧ください。

例年、年に2回利用権設定の受付を行っていますが、今回3月に
受付ました本件につきましては、再設定112件、新規117件、
合計229件、また、期間借地につきましては、再設定2件、新規
7件の申請を受理いたしております。

なお、公告は6月14日付といたしております。

それぞれの内容については、別冊のとおりでございます。

また、内容の詳細についての説明は割愛させていただきますが、
先日開催しました地区会議におきまして報告し、ご確認・ご了承を
いただいております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

会長代理：

それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりました。分科
会よりご報告をお願いします。

第2分科会代表：

ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
画の承認、利用権設定について、第2分科会で慎重に審査し、承認
するとの意見の一致を見ました。

なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

会長代理：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

会長代理：

特にないようです。

本件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手
をお願いします。

(全員挙手)

会長代理：

全員賛成です。

よって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

それでは、退室した委員の入室を許可し、議長を交代します

(入室案内)

(議長交代)

議長：

会長代理、ありがとうございました。
議事を進めます。

次に議案第5号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外1件を議案とします。
事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書の5ページをご覧ください。
議案第5号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、ご説明いたします。

番号1は、山隈地内の畑1筆で、面積は3,463平方メートルの内1,768平方メートルとなっています。
土地利用の計画としては、露天資材置場です。
(位置図により場所の説明)

以上、先月開催した地区会議におきましてご了承をいただいております。
以上で提案理由の説明を終わります。

議長：

それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたので、第2分科会長よりご報告をお願いします。

第2分科会長：

ご報告いたします。
議案第5号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見についての除外案件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、同意するとの意見の一致をみました。
なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。
第5号議案について、同意することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成ですので、議案第5号は原案通り承認いたします。

[日程第3 報告事項]

議長：

それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。
報告事項4件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出
48件につきまして報告いたします。

順不同となりますが、議案書の7ページをお願いします。
中段の番号2は、下西鯨坂地内の田2筆です。
借人の都合により、合意解約されたものです。

番号3は、稲吉地内の田1筆です。
貸人の都合により、合意解約されたものです。

もどりまして、6ページの番号1と、8ページの番号4から42
ページの番号48までは、貸人は異なりますが、借人が同一で、福
童地内、小郡地内、大板井地内、古飯地内の田畑です。

借人の都合により、合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説
明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の43ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域

の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、三沢地内の畑2筆です。
一般個人住宅建設のため、届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の44ページをご覧ください。
報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、2件の報告をいたします。

番号1と番号2は、譲渡人は異なりますが、譲受人が同一で、寺福童地内の畑4筆です。
集合住宅建設のため、届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の45ページをご覧ください。
報告第4号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、2団体の報告をご覧ください。
それぞれ、農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、それぞれの「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、番号1、番号2、それぞれ全ての要件を満たしておりましたので、それぞれ「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。

報告事項4件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

特に、無いようです。

以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和6年6月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

令和6年6月10日(月) 午後2時43分閉会